

## 鹿児島城は、鹿児島の地に、伝統を受け継ぎ、島津家の総意を結集し、誕生

2019.7.28 南九州城郭談話会例会講演要旨 三木 靖

1)

家久は1599年3月伊集院忠棟幸侃を謀殺、同年6月以降籠城の忠真に庄内合戦を仕掛け、1600年2月家康の調停で忠真を降伏させた。家久はこの実績をもとに島津家本城の基本構想を検討し、1600年5月までに、前当主義久と、義久の弟で、家久の実父義弘と協議していた。当初、家久は、瓜生野城(建昌)城の利用を考えたが、同年5月25日義弘は書状で、「当家代々御座所だった鹿児島で山城を取り込み、今の屋形の周囲に石垣、大堀を厳しく普請し、義久の承諾を得て進めるよう」に提案した。この書状については、瓜生野城が拒否されたことが注目されてきたが、その要旨は、①鹿児島地域の伝統を継承し、②島津家分断策(3殿体制、家老伊集院忠棟専制)を強行した秀吉流、家康流に従わず、③山城をいかし、④屋形には必ず「石垣、大堀」の普請を施すこととしていた。一般的には、3殿は分断されていて、家久は、義久、義弘に遠慮し、義久居城の富隈城と、義弘居城の帖佐屋形を基準にしたと理解してきたが、この書状は、島津家が築城に関し合意したとみるべきである。

2)

この5月合意を経て、同年8月19日義弘は、肥後堺の警備強化のため出水城普請を行い、1600年9月義弘は、徳川氏と合戦し敗走し、10月3日義久は、関ヶ原合戦で「敵中突破」し帰国した義弘を、家久とともに受入れた。

この直後、10月15日～11月8日島津家は、肥後勢が義弘攻めで水俣到着と聞き危機感を強めた。11月2日以降、義弘は佐土原、蒲生、出水、平佐、飯野、加久藤、加治木、志布志の各城の強化に熱心だったし、11月9日以降も普請中の出水城・蒲生城に出向き、激励していた。この間、10月22日以降、島津家は、徳川家と講和を策しており、1601年の正月行事をとどこおりなく済ませていた。新年1月16日家久は、「家康の強引な義久招聘を承認しない」と鎌田政近宛に書いて、戦いも辞さない強硬な姿勢を示した。

3)

その翌日1月17日家久は、上之山城に初出駕し、侍屋敷を視察し、遠矢儀式を行った。義弘が家康と戦い、領国内で家康勢への備えを強化していた間、家久は、5月合意をもとに、上之山城を核として、新城建設の準備をしていたのであった。翌日18日上之山城の初普請、29日普請場で新築のための儀式を執行した。家久は2月以降義久の上洛問題にも取り組みつつ、家康勢の脅威に備える、合戦向けの築城を主導した。

その後1年3ヶ月上之山城は、山城の整備と、屋形の新設を主に築城作業が進められていたが、1602年4月に家久は、家康から所領安堵の上、大名として承認すると自筆起請文を出されたので、上之山城は、家康との共存を視野に入れた仕様に転じた。

同年7月16日義弘は書状で、上之山城普請を見たうえで、「上之山城の短期竣工は難しいであろう、鹿児島とは言うが、清水にはかなわないので、当分は清水を屋形、東福寺を居城、上之山は出城としてはどうか、各分野の専門家に現場を見せ意向を聞いて欲しい」と提

案している。この書状については、上之山城を否定したと注目されてきたが、その要旨は、①鹿児島地域であること、②普請もいいが、③一気に上之山城は、納得しにくい、④当分、清水が主、上之山は従で、⑤専門家の意向を尊重したいとしていた。一般的には、3殿体制で島津家は分断されていたと理解してきたが、この書状は、島津家が上之山の築城を認めたとみることができる。

4)

8月家久は忠真を謀殺し、鹿児島を発し、12月28日伏見で家康と会って和解し、その結果1603年2月島津家は領国を安堵された。ここに島津家は、硬軟織り込んで進めてきた築城を、歴史ある大名の統治向きの城に転換させて、早々の竣工を迎えた。なお見聞秘記によれば、1604年移徙、1609年6月6日御楼門橋渡り始めとなっていて、御楼門も初築期に竣工していた。

5)

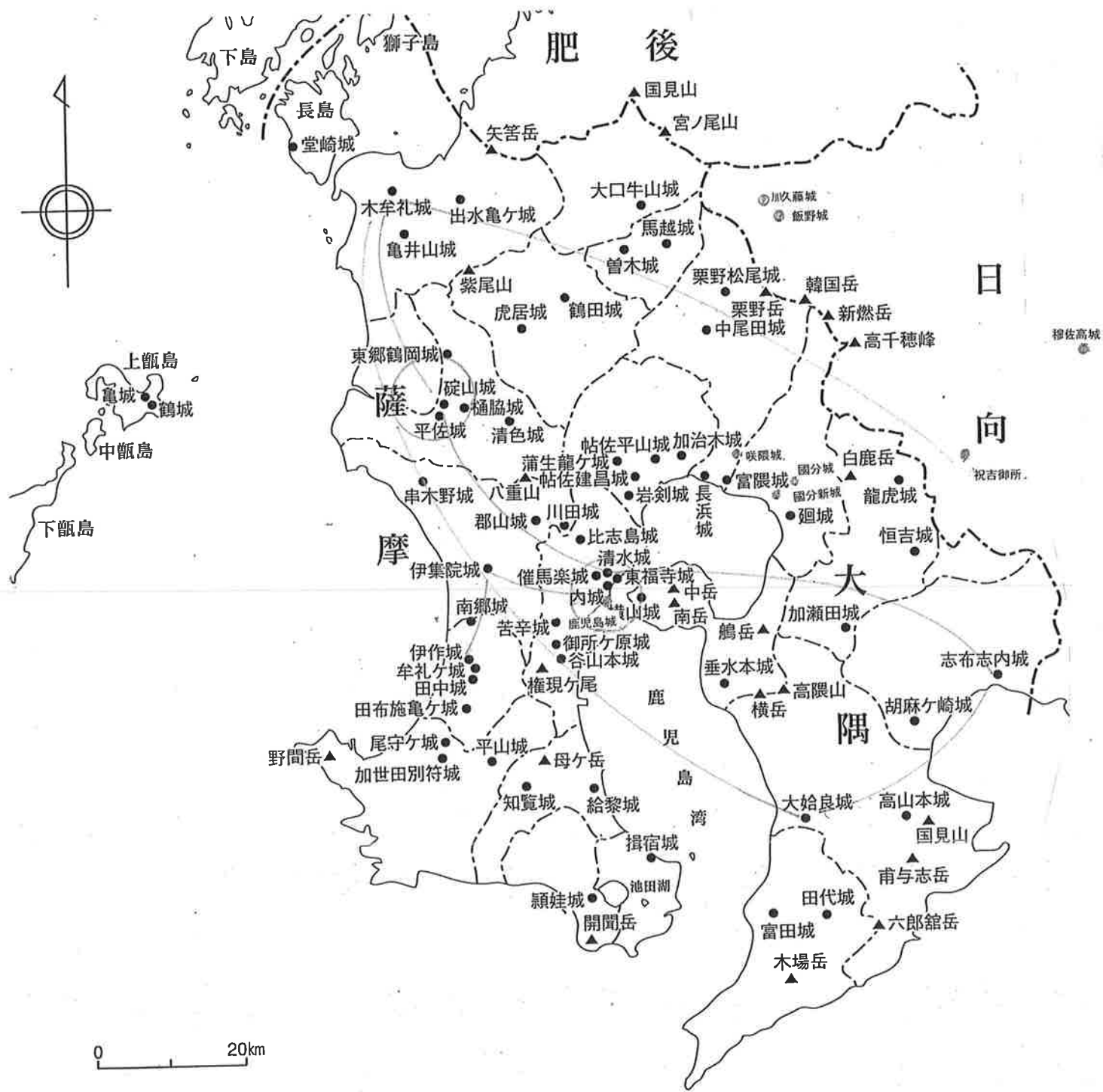
以上築城期の鹿児島城の特徴は、

- (1)1601年島津家久が、合戦を乗り越える策として築城に着手1602年に使用開始、
- (2)島津氏の中世守護の領国、本拠地の歴史を継承した近世大名最大級の厳しくも、整然とした城として早期に竣工、
- (3)上山城を引継ぎ、山城と平城とが一体となった近世城郭である。

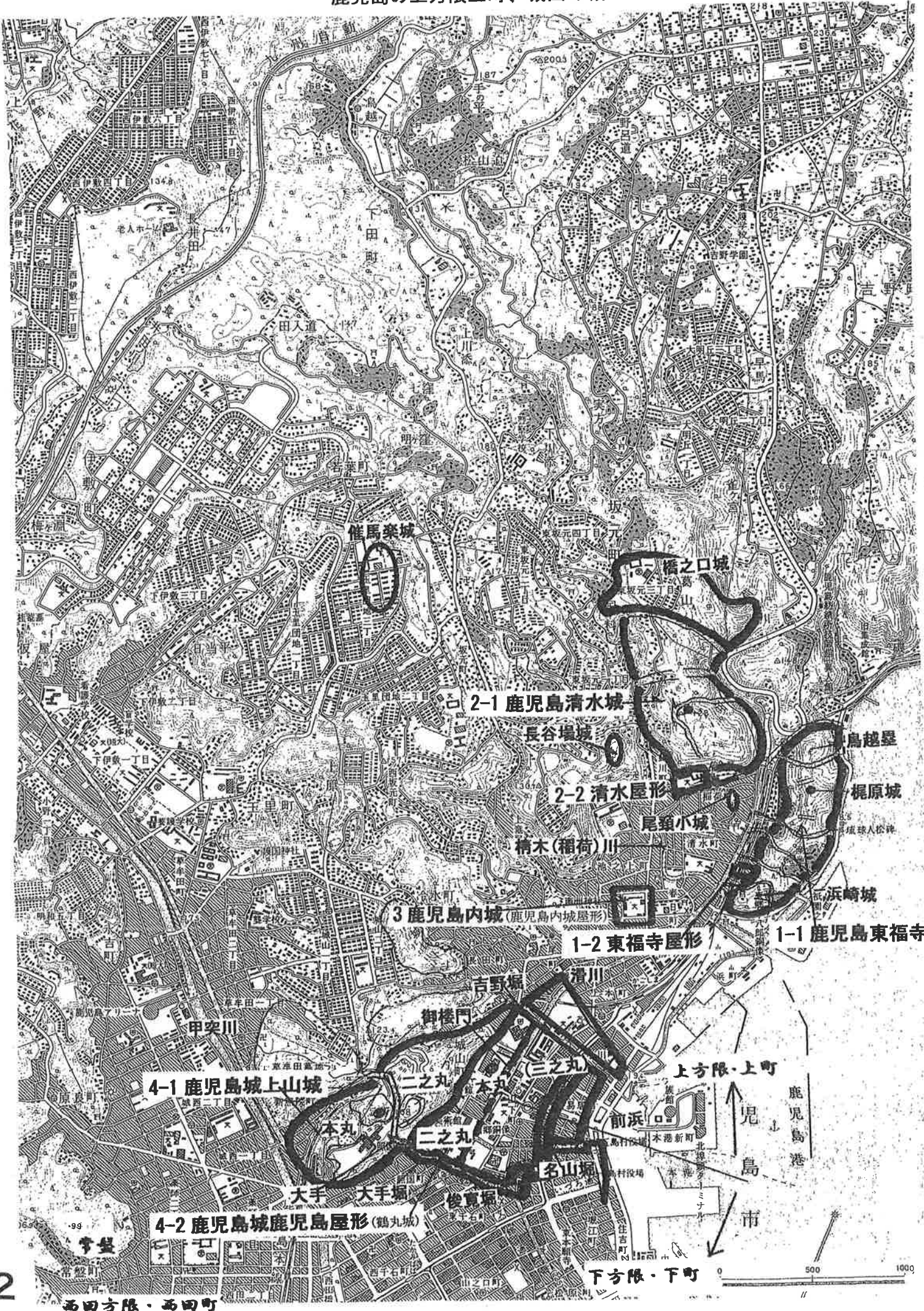
参考；

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 2014. 1. 25 島津藩主と城郭        | 鹿児島歴史の旅講演会     |
| 2017. 2. 11 鹿児島城の城域        | 鹿児島歴史の旅講演会     |
| 2017. 3. 14 国持大名島津氏と鹿児島城   | 黎明会講演会         |
| 2018. 1. 27 鹿児島城の内堀と外堀     | 鹿児島歴史の旅講演会     |
| 2019. 2. 24 江戸城の手本となった鹿児島城 | 第6回全国城サミット記念講演 |

薩摩大隅(鹿児島)・諸県郡(宮崎)の城.



鹿児島の上方限上町、城山の城



惟馬楽城

橋之口城

2-1 鹿児島清水城

長谷場城

2-2 清水屋形

尾須小城

楠木(稻荷)川

鳥越壘

梶原城

浜崎城

3 鹿児島内城(鹿児島内城屋形)

1-2 東福寺屋形

1-1 鹿児島東福寺城

4-1 鹿児島城上山城

本丸

二之丸

三之丸

4-2 鹿児島城鹿児島屋形(鶴丸城)

大手

大手堀

後寛堀

名山堀

前浜

上方限・上町

鹿児島

島

市

鹿児島港

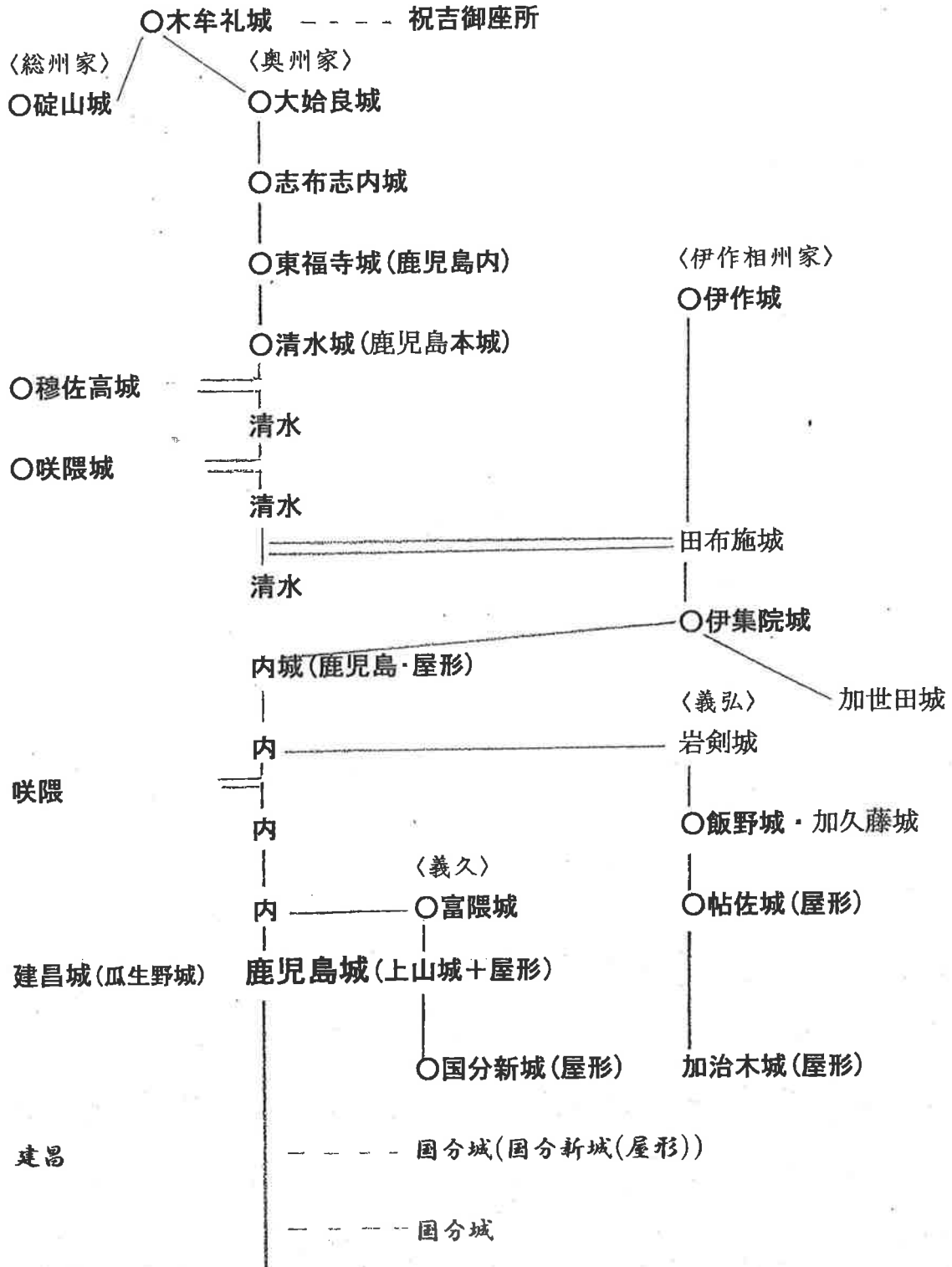
下方限・下町

0 500 1000

西の方限・西町

# 島津家の本城の変遷

(島津家歴代制度卷7) ゴジ=前期、明朝体=後期、○=全期



### 島津家当主の一覧

代数	名前	生年	没年	没地	関連寺院		
0代	惟宗忠康			京都			
1代	忠久	1179	～ 1227年	鎌倉	浄光明寺		
2代	忠時	1202	～ 1272年	鎌倉	浄光明寺		
3代	久経	1225	～ 1284年	筑後箱崎	浄光明寺		
4代	忠宗	1251	～ 1325年	筑後	浄光明寺		
5代	貞久	1269	～ 1363年	出水木牟礼城	浄光明寺		
6代	師久	1325	～ 1376年	川内碓山城	称名寺		
6代	氏久	1328	～ 1387年	鹿児島	即心院・竜翔寺		
7代	元久	1363	～ 1411年	鹿児島清水城	福昌寺		
8代	久豊	1375	～ 1425年	鹿児島	恵灯院・悟性寺		
9代	忠国	1403	～ 1470年	加世田	杉本寺・深固院		
10代	立久	1432	～ 1474年	市来	龍雲寺		
11代	忠昌	1463	～ 1508年	鹿児島清水城	興国寺		
12代	忠治	1489	～ 1515年	吉田	津友寺		
13代	忠隆	1497	～ 1519年	鹿児島	隆盛院		
14代	勝久	1503	～ 1573年	豊後	隆盛院		
15代	貴久	1514	～ 1571年	加世田 灰塚武田	福昌寺・南林寺		
16代	義久	1533	～ 1611年	国分	金剛庵・徳寺庵・妙谷寺		
17代	義弘	1535	～ 1619年	加治木	精矛神社		
18代	家久	1576	～ 1638年	鹿児島城	慈眼寺・福昌寺		
19代	光久	1616	～ 1694年	鹿児島城	福昌寺		
20代	綱貴	1650	～ 1704年	江戸	大玄院		
21代	吉貴	1675	～ 1747年	鹿児島城	浄国寺		
22代	継豊	1701	～ 1760年	鹿児島城	宥邦院		
23代	宗信	1728	～ 1749年	鹿児島城	慈徳院		
24代	重年	1729	～ 1755年	江戸	円徳院		
25代	重豪	1745	～ 1833年	江戸	大信院		
26代	斉宣	1773	～ 1841年	江戸	大慈院		
27代	斉興	1789	～ 1859年	鹿児島玉里邸	金剛定院		
28代	斉彬	1809	～ 1858年	鹿児島城	順聖院・照国神社		
29代	忠義	1840	～ 1897年	鹿児島磯邸	常安		
30代	忠重						
		31代	忠秀	32代	修久	33代	忠裕

出典；黒潮社『島津藩主略記』・島津顕彰会『島津歴代略記』・  
霞会館『昭和新修華族家系大成 下巻』

(慶長五年)五月廿五日島津維新書状

(『鹿児島県史料 日記雑録後編三』卷四九 一一三三号文書)

1113

「家久公御譜中」

「正文」

以上

今度本田与兵衛尉爲御使罷上候ニ付、重疊被仰上候、細  
く承届候、就夫帖佐<sup>△</sup>うりうのを城ニ可被取せ由被仰上候、  
うりうの事、吉田・蒲生・帖佐・山田・加治木、此五ヶ  
所を外城ニかまへ、殊<sup>△</sup>うりうの城も丈夫成在所ニ候、其  
上所柄さりとて、見事成とちるに候之条、御座所ニも能  
候へんと、此以前も出合候、雖然北ニ流水在之而、さま  
く悪き地と申候、爲大將人一日も可有御座事御無用之  
由、此跡も爲申仁有之儀候、然<sup>△</sup>新地を被取構候者、諸  
侍も百姓以下も迷惑可仕候、其故者在京仕候程之侍、無  
隙儀候、百姓等ハ耕作を不仕、普請一篇ニ候ても、急度  
相調ましく候哉、然時者不入事ニ手間を被入候へんるへ、  
かに嶋東福寺之御城を結構ニ被相構、しみの川の東福  
寺之方を惣別麓ニ取田、普請ニ被入念候者、いかやうに  
も可罷成哉、其外かに嶋内ニ御城ニ可罷成在所、可被見  
立事肝要候へんや、惣別かに嶋事者、御當家御代<sup>●●●</sup>の御座  
所<sup>●●</sup>と申、御先祖之御寺にも新地へ悉可被引越事、とて  
も二三ヶ年内ニハ致首尾ましく候歟、今之分ニ御座所を  
鹿児島ニ被相定候者、當時之御屋形之地も、四方ニ被爲  
石墻・大堀普請調被仰付候者、<sup>△</sup>うりうのを新地ニ被仰付  
候へんるへ、輒可有成就歟と存候、先く我々存寄候分申  
下候、何れも<sup>■</sup>竜<sup>■</sup>様へ被得御意、御下知次第可被仰付  
候、我等かやうに申候通、御申有へく候、餘者期後音之  
時候、恐々謹言、

「朱カキ」  
慶長五年五月廿五日

維新(花押)

少將殿  
まいる

(慶長七年)七月十六日島津惟新書状

(『鹿兒島県史料 日記雑録後編三』卷五五 一一六〇号文書)

1660

「御立直四拾八番箱中」家久公御禮申ニ在リ

今度上之山の城普請之様子見申候ニ付而、存分共候儀  
兵部少輔へ具申合、仕合次第可申達之通申きかせ候キ、  
定可有御聞候、乍不申能く御思案候て、以來之儀とも  
を分別あるべく候、

一 上の山の様子我等見申分者、いかほとせいを入られ  
候共、御存分に可難成と存候、

一時分柄諸侍屋敷移なと候ても、其身大形ならぬ儀共  
にて候、諸侍之普請を専ニ仕候者、公儀之御普請者  
可難調候、屋形迄を前く御うつし候ても、見かけいか  
敷存候、又諸侍御供申、一度ニ可罷移事へ、とても  
急ニ可難成候欵、

一 諸侍屋敷之地あまり海近過候、先年寢占より兵船參候  
而、既いまの屋形ニ矢を射籠候、

一 竜伯様鹿兒嶋へ無御移ニ付而も、清水御移候へ、  
第一諸口つまり候間、向後之御きつかいあるまじきと  
存候、

一 以前我等も鹿兒嶋へ可罷移なと存候て、屋敷を見せ  
候時も、清水之事へ一段可然在所之由、もりはかせ申  
候、

一 萬一被仰出候儀共、其ことく首尾なき事、無念なるな  
と申人も多分在之物にて候、尤さやうニあるべき事  
共に候、乍去物ニより悪をへいく度も改られ候事、  
往昔以來在之事ニ候、殊更或屋形を過半被造候、或者

諸侍之家居等をも仕廻候なと申ニは、各別之事にて  
候間、其遠慮も有間敷事と存候、勿論相捨候へと申儀  
にて無之候、上之山之城者出城ニさせられ候て、當  
分も似合之人衆召移され、ぜんく御普請可被仰付  
候、左候而清水之事者屋形之地ニさせられ、東福之城  
を居城ニ取構候てへ、可有如何候之哉、此儀御同心お

いて、竜伯様へ御談合申、竜伯様御指南ニより、  
上の山移之儀、相達之やうニ候て可然候へん哉、又  
それ迄も及ばず、貴所爲分別清水可被相定候哉、

誠右之段々之申事、あまり指出過たる儀共、他之存へ  
き所もいか敷候へ共、任無御等閑、存寄所之内證申  
入事ニ候、いつれ共功者之人々を被食寄、右之兩所之儀  
を御見せ候て、増たると可申方を可被仰付事尤ニ候、と  
かく御分別ニ過ましく候、御返事承度候、恐く謹言、

慶長七年七月十六日

惟新(花押)

少將殿  
まいる